平成２９年（フ）第２１６４号
名古屋市西区赤城町８番地　カーサユタカ401号
債務者　横井　美義
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４３号
岡山県倉敷市水島西千鳥町３番22―802号
債務者　秋山　光紀
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１５３１号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端３丁目６番20号、旧住所埼玉県南埼玉郡宮代町本田５丁目14番12号　メゾンガーネット101号
債務者　村山　陽一
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６９５号
さいたま市大宮区三橋１丁目629番地２　グリーンパーク大宮１―705、旧住所さいたま市中央区上落合９丁目17番４―101号
債務者　村田　一也
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７２２号
埼玉県久喜市伊坂79番地６　125街区22
債務者　小田　　潔
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７２９号
埼玉県志木市本町４丁目９番32号　コーポ金子201号
債務者　伊藤由貴子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３０号
さいたま市浦和区駒場１丁目10番４号　駒場グランドハイツ204
債務者　中尾キヨ子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３５号
埼玉県川口市大字新堀27番地の14
債務者　須藤　綾子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８１６号
埼玉県新座市片山２―８―16　佐藤麻利恵方、住民票上の住所埼玉県新座市片山２丁目８番16号
債務者　佐藤　和惠
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目24番65号
債務者　細野　幸江
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７１２号
埼玉県川越市大字山田1900番地１（県営川越山田団地１号棟504号室）
債務者　松田　　明
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７１３号
埼玉県川越市大字山田1900番地１（県営川越山田団地１号棟504号室）
債務者　松田　房子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７３２号
埼玉県所沢市東所沢３丁目26番地の２　シャトー所沢102
債務者　福井　靖朗
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７４４号
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目12番７号　シティハイムミサワ203、前住所埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目８番６号　コアビル105
債務者　荒船　直美
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１９号
埼玉県川越市諏訪町11番地11
債務者　天沼美智子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４７６号
静岡県伊東市宇佐美1534番地の７　さかえ荘21号
債務者　小川　義美
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５０２号
愛知県刈谷市山池町５丁目111番地　ハミングポット101号、前住所愛知県刈谷市小垣江町中伊勢山22番地１
債務者　さんの宮鍼灸所こと　小林　雅幸
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係